

## 森業・山業創出支援総合対策事業アドバイザー派遣要領

財団法人都市農山漁村交流活性化機構

- 第1 財団法人都市農山漁村交流活性化機構理事長（以下、理事長という。）は、森業・山業創出支援総合対策事業における優良ビジネスプランの支援を効果的かつ円滑に実施するため、起業者の要請に応じてアドバイザーを派遣する。
- 第2 理事長は、森業・山業創出支援総合対策事業におけるビジネスプランの起業、マーケティング、流通、観光・レクリエーション、地域開発等の各分野の専門家をアドバイザーとして登録する。なお、起業者の要請があり、適当と認められる者であれば、登録者以外の者でもアドバイザーとすることができる。
- 第3 アドバイザーの派遣は、森業・山業創出支援総合対策事業における優良ビジネスプランの募集に応募し、優良プランに選考された起業者に対して行う。
- 第4 アドバイザー派遣に係る経費は起業者が負担する。この場合、理事長は、起業者の申請に基づき、**150**万円を上限として経費の1／2以内を助成することができる。
- 第5 起業者は、アドバイザーの派遣を受けようとする場合、森業・山業創出支援対策事業アドバイザー派遣助成金交付申請書1部を理事長に提出する。
- 第6 起業者は、アドバイザーの派遣に係る事業が完了したとき、森業・山業創出支援対策事業アドバイザー派遣実績報告書1部を理事長に提出する。
- 第7 森業・山業創出支援対策事業アドバイザー派遣助成金交付申請書及び森業・山業創出支援対策事業アドバイザー派遣実績報告書の提出様式は、森業・山業創出支援対策事業助成金交付要領の様式2号及び様式7号による。
- 第8 上記以外のアドバイザー派遣に係る助成金の交付の扱いについては、森業・山業創出支援対策事業助成金交付要領の定めによる。